

榛東村副村長が

就任しました

副村長就任にあたり、ご挨拶申し上げます。この6月定例議会最終日に、副村長に選任・同意をしていただき、7月1日付けで就任いたしました。私はこれまで役場職員として長年勤務して参りました。これからはその行政経験を活かし、真塩村長を補佐して参ります。また今回策定した第6次榛東村総合計画の将来像「子どもに夢を、みんなに福祉と安全を」の実現のため、職員と一緒に、全力で取り組まさせていただきますので、村民の皆様におかれましては、今後一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



○教育委員

6月30日付けで湯浅悟氏が、任期満了により教育委員を退任されました。また7月1日付けで高橋俊一氏(写真)が新たに教育委員に就任されました。



○固定資産評価審査委員

7月1日付けで高橋三子氏(写真)が、固定資産評価審査委員に再任されました。また同日付けで税務課長の山本正子氏が、固定資産評価審査委員に就任しました。



住民生活課からのお知らせです

7月は社会を明るくする運動強調月間です

○「犯罪に戻らない・戻さない」

この運動は、すべての国民が、犯罪防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本村においても、保護司および更生保護女性会を中心として「社会を明るくする運動榛東村推進委員会」を組織し、青少年の非行・薬物乱用防止ならびに地域の環境浄化などについて積極的な取り組みを行っていくことにしています。

なお、今年の重点事項は、「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」と「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」です。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線133)へ



広報活動に出発する保護司および更生保護女性会役員の皆さん

介護保険負担割合証の交付について

○新しい「介護保険負担割合証」を送付します

介護保険の被保険者で、要介護(支援)の認定を受けている方に交付している「介護保険負担割合証」が、8月1日を基準日として一斉更新となります。8月1日(月)から使用する新しい「介護保険負担割合証」は、7月末までに郵送します。8月1日(月)以降は、利用している介護サービス事業所等に新しい「介護保険負担割合証」を「介護保険被保険者証」と一緒に提出してください。

【交付対象】 要介護(支援)認定を受けた方

【交付時期】 原則年1回(8月1日)。ただし、住民税の所得更正などにより負担割合が変更になった方や、新たに要介護(支援)認定を受けた方には、随時交付します。

【適用期間】 8月1日(新たに認定を受けた方は申請日)～翌年7月31日

○利用者負担の判定について

介護保険のサービスを利用した際の利用者負担は、前年の所得金額に応じ、下記のとおり判定されます。

本人の合計所得金額が160万円以上の方は2割になります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は1割になります。

(1)生活保護受給者

(2)本人が村民税非課税

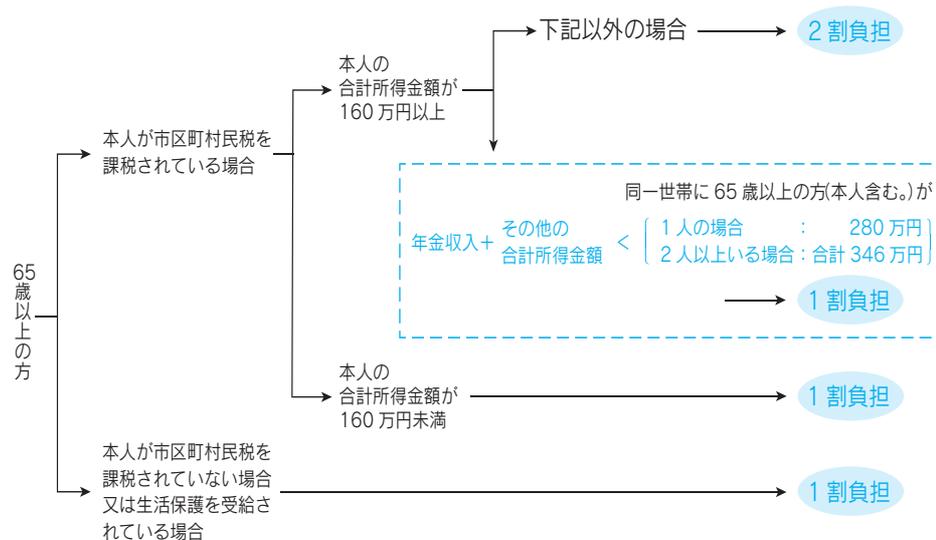
(3)同一世帯に65歳以上(第1号被保険者)の方が1人の場合は、「年金収入+その他の合計所得金額(※)」が280万円未満の方

(4)同一世帯に65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上いる場合は、「年金収入+その他の合計所得金額(※)」が346万円未満の方

(5)40～64歳(第2号被保険者)の方

※その他の合計所得金額とは合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

〈利用者負担の判定の流れ〉



| 介護保険負担割合証 | |
|-------------------|----------------------------------|
| 交付年月日 年 月 日 | |
| 番号 | |
| 姓 | |
| 名 | |
| 生年月日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 |
| 性別 | 男・女 |
| 利用者負担の割合 | 適用期間 |
| 割 | 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 |
| 割 | 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | |

▶お問い合わせは、健康保険課 介護保険係(☎54-2211 内線144)へ

健康保険課からのお知らせです

国民健康保険高齡受給者証などを更新します

○高齡受給者証の更新

国民健康保険高齡受給者証は、国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満(ただし、後期高齡者医療制度該当者を除きます。)に交付されます。

この高齡受給者証は、毎年7月31日が有効期限です。高齡受給者証交付の対象となる方には、8月1日から使用することのできる新しい高齡受給者証を郵便でお送りします。なお、現在お使いの高齡受給者証は8月1日以降使用することができませんのでご注意ください。

■一部負担金の割合について

高齡受給者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる高齡受給者証該当者の平成27年中の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)

○課税所得145万円未満…1割負担：昭和19年4月1日以前生まれの方
2割負担：昭和19年4月2日以降生まれの方

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する方のうち、収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が1割または2割になります。

○高齡受給者証該当者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○高齡受給者証該当者が同一世帯に2人以上で、収入額の合計が520万円未満



○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険の被保険者は、医療機関等を受診するときに限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に掲示することで、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

これらの認定証は、毎年7月31日が有効期限となり、8月1日以降は現在お使いの認定証を使用することができません。引き続き認定証を使用する必要がある方は、8月中に健康保険課で認定証交付の手続きを行ってください。また、現在認定証をお持ちでない方で高額な医療費を支払う必要がある場合も、受診前に健康保険課で認定証の交付を受けてください。なお、保険税の納付の状況により、認定証の交付ができない場合があります。

▶お問い合わせは、健康保険課(☎54-2211 内線142)へ

健康保険課からのお知らせです

福祉医療費受給資格者証の更新について

8月1日から、母子・父子家庭に該当する方の福祉医療費受給資格者証(ピンク色の医療券)が更新されることに伴い、現在お使いの受給資格者証は、8月1日以降使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を7月中に郵便でお送りしますので、8月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。

■対象者

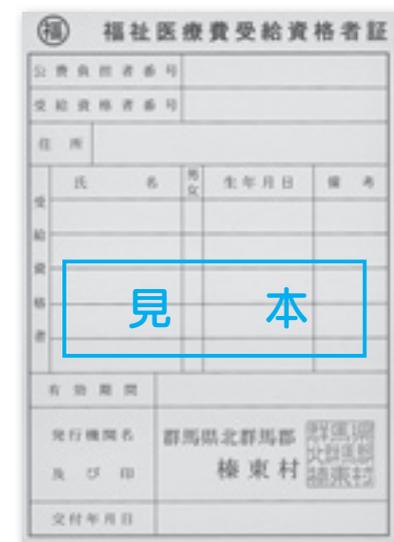
○母子・父子家庭(18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満で父母のいない児童)

■その他

○現在お使いの受給資格者証は8月1日以降使用することができませんので、健康保険課へ返却してください。

○勤務先、住所などが変更となった場合は、受給資格者証の更新手続きが必要となりますので、被保険者証・印鑑・受給資格者証をお持ちのうえ、必ず14日以内に健康保険課で更新手続きを行ってください。

▶お問い合わせは、健康保険課(☎54-2211 内線145)へ



後期高齢者医療被保険者証を更新します

○後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証は、毎年7月31日が有効期限です。8月1日以降にお使いいただく新しい被保険者証(有効期限が平成28年8月1日から平成29年7月31日)は、7月中旬に郵便でお送りします。

なお、現在お使いの被保険者証は8月1日以降に使うことができなくなりますので、有効期限経過後に健康保険課への返却、またはご自身で裁断等による破棄をお願いします。

■新しい被保険者証が届いたら

お手元に新しい被保険者証が届いたら、必ず記載内容の確認をしてください。記載内容に誤りなどがあった場合は、ご自身で書きかえなどをせずに、必ず健康保険課まで届け出てください。

■自己負担割合について

被保険者証に記載される自己負担割合は、同一世帯の被保険者の今年度(平成28年度)の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)

○課税所得145万円未満…1割負担

なお、平成27年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円 ②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し負担割合を判定します。

ただし、上記の判定で3割負担に該当する方のうち、前年(平成27年)の収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により1割負担となります。

○被保険者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満

○同一世帯に70歳から74歳までの方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

○限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の被保険者は、保険医療機関等を受診する際に限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口に掲示すると、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

この認定証は、毎年7月31日が有効期限です。現在認定証の交付を受けている方で8月1日以降も認定証を必要とする方、または新たに認定証の交付を希望する方は、住民税の課税状況を確認のうえ、8月中に健康保険課で認定証の交付手続きをしてください。

なお、次の条件の全てに該当する方は、申請手続きを省略し平成28年8月1日から使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証を新しい被保険者証に同封します。

○前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け現在も該当している方

○平成28年度も引き続き住民税非課税世帯となる方

※現在も該当している方とは後期高齢者医療保険の資格を喪失していない方や住民税課税世帯に変更となっていない方です。

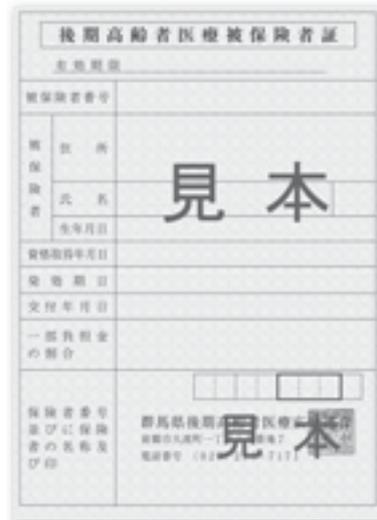
2つの条件のうち1つでも該当しない方は申請手続きが必要となりますのでご注意ください。

○短期被保険者証の交付

被保険者証の有効期限は通常1年間ですが、後期高齢者医療保険料の滞納により、通常より有効期限の短い被保険者証を交付する場合があります。また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付することがあります。

なお、保険料の納付方法が普通徴収(口座振替または納付書払い)の方に、平成28年度後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中旬に郵便でお送りします。この通知書が届いたときは、年間保険料額、保険料納期限などを必ずご確認ください。保険料の納付忘れがないようご注意ください。

▶お問い合わせは、健康保険課(☎54-2211 内線145)、または群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7125)へ



職員採用試験案内

榛東村職員を募集します

村では、平成29年4月1日に採用予定の榛東村職員を募集します。

- 試験区分 保健師試験
- 採用予定人員 若干名
- 職務内容 保健指導に従事
- 受験資格 ○次のすべてを満たす人
 - ・昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
 - ・平成29年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した人(卒業見込みを含む) またはこれと同等の資格を有すると認められる人
 - ・保健師資格のある人(平成28年度中に取得見込みを含む)
 ※免許取得ができない場合は、採用になりません。
 ○次のいずれかに該当する場合は受験できません。
 - (1)日本国籍を有しない人
 - (2)地方公務員法第16条の規定に該当する人
- 試験 1次試験、2次試験及び3次試験
- 試験の方法 1次試験…教養試験、適性検査 2次試験…人物試験、書類審査など 3次試験…人物試験
- 試験日 1次試験…9月18日(日) 2次試験…10月下旬 3次試験…11月上旬
- 試験会場 すべての試験…榛東村役場(榛東村新井790-1)
- 受験申込 受験申込用紙は7月19日(火)から8月8日(月)まで役場総務課で配布します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、下記の請求先に郵送してください。
- 受付期間 7月19日(火)から8月8日(月)まで 午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
郵送の場合は、必ず簡易書留により8月8日(月)まで(当日消印有効)
- その他 採用情報は、村ホームページ(<http://www.vill.shinto.gunma.jp/>)にも掲載しています。

◎受験申込用紙の請求およびお問い合わせ

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井790-1 榛東村役場 総務課 人事職員係 (☎0279-54-2211 内線250)へ

建設課からのお知らせです

道路上に張り出している樹木の伐採等のお願い

道路や歩道への枝の張り出しや倒木が、歩行者や自動車等の通行の障害となる場合があります。歩行者及び自動車等の通行や、強風や大雨時の安全確保のため、樹木の管理にご協力をお願いします。

樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合には、樹木が植生している土地の所有者が責任を問われる場合があります。(民法第717条：土地の工作物の占有者及び所有者の責任 道路法第43条：道路に関する禁止事項)

次のような状態が見られる土地の所有者の方は、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- 道路、歩道への樹木の張り出しによる通行への障害がある(又はその恐れがある)
- 枯れ木や折れ枝による通行への障害がある(又はその恐れがある)
- 竹木の繁茂による通行への障害がある(又はその恐れがある)

【作業時の注意事項】

電線や電話線がある場所での作業は、事前に最寄りの東京電力やNTTの事業所に連絡をしていただいた上で、電線等の管理者の立ち会いのもと、行ってください。

作業の際には、道路を通行する歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落等の事故が起こらないように十分注意してください。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211)へ

日本語教室を開催します

榛東村国際交流協会では、村内在住の外国人の方を対象に日本語教室を開催いたします。

○日本語教室開催に伴う受講生の募集

日本語教室の内容は日常会話や「ひらがな」、「カタカナ」を学習する初級教室です。

■期日…8月21日～11月6日の毎週日曜日(全10回) ※ただし、10月9日と10月30日を除く

■時間…午前10時～午前11時30分

■場所…南部コミュニティセンター 会議室

■費用…一人1,000円

■申込期間…7月1日(金)から7月29日(金)まで

■申込方法…身分を証明できるもの(在留カード、運転免許証など)を持参のうえ、企画財政課窓口までお越しください。

○日本語教室の事業に協力していただける日本語講師補助ボランティア(無償)の募集

日本語講師補助ボランティアには、本協会役員とともに、日本語教室初級用の教材を使用しながら、受講生に対する学習補助・指導を行っていただきます。資格等必要ございませんので、是非ご協力ください。

詳しいことは、下記にお問い合わせください。

▶お申し込み・お問い合わせは、企画財政課内榛東村国際交流協会事務局(☎54-2211 内線243)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成28年6月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

| No. | 測定日 | 測定開始時刻 | 測定場所 | 住所 | 測定値(マイクロシーベルト/時) | | | 天気 | 備考 |
|-----|-------|--------|-------------------|------------|------------------|-------|-------|----|-------------------|
| | | | | | 地表 | 50cm | 1m | | |
| 1 | 6月10日 | 8:45 | 役場・保健相談センター | 新井790-1 | 0.050 | 0.045 | 0.044 | 晴れ | 東側駐車場中央付近 |
| 2 | 6月10日 | 10:25 | 北部第2学童保育所 (旧庁舎分室) | 山子田1258-1 | 0.042 | 0.042 | 0.038 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 3 | 6月10日 | 9:45 | 中央保育園 (兼 うぐいす学童) | 山子田2531-19 | 0.034 | 0.046 | 0.041 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 4 | 6月10日 | 13:55 | 北部保育園 | 長岡1109 | 0.044 | 0.043 | 0.045 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 5 | 6月10日 | 11:10 | 南部保育園 | 広馬場1763-1 | 0.056 | 0.063 | 0.063 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 6 | 6月10日 | 13:25 | 南部第1、2学童 | 広馬場1156-1 | 0.048 | 0.043 | 0.042 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 7 | 6月10日 | 14:15 | 児童館 | 長岡1404-1 | 0.033 | 0.036 | 0.048 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 8 | 6月10日 | 10:55 | 榛東中学校 駐輪場 | 新井598 | 0.046 | 0.040 | 0.033 | 晴れ | 駐輪場中央付近 |
| 9 | 6月10日 | 10:40 | 榛東中学校 東グラウンド | 新井175-1 | 0.026 | 0.029 | 0.026 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 10 | 6月10日 | 10:00 | 北小学校 (兼 北部第1学童) | 山子田1261 | 0.029 | 0.027 | 0.019 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 11 | 6月10日 | 11:25 | 南小学校 | 広馬場1142 | 0.021 | 0.020 | 0.020 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 12 | 6月10日 | 10:10 | 北幼稚園 | 山子田1322-1 | 0.045 | 0.050 | 0.047 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 13 | 6月10日 | 11:40 | 南幼稚園 | 広馬場1143-1 | 0.066 | 0.056 | 0.058 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 14 | 6月10日 | 13:40 | 南部コミセン | 広馬場1088 | 0.042 | 0.052 | 0.045 | 晴れ | 正面駐車場中央付近 |
| 15 | 6月10日 | 14:30 | 総合グラウンド | 山子田2037 | 0.051 | 0.051 | 0.055 | 晴れ | 野球及びサッカーグラウンド境界付近 |

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ